

申告はすみましたか

基本選挙人名簿もれると投票はできません

明るい政治は正しい選挙から生れます。ことしも公職選挙法の規定によつて選挙人名簿がつくられます。

この選挙人名簿は、昭和三十二年十二月二十日から昭和三十三年十二月十九日までの間に行われる選挙にまで使用される基本選挙人名簿です。

皆さん市長、市議会議員あるいは、県知事、県議会議員または、国會議員の選挙、その他最高裁判所裁判官、国民審査などで選挙を行なうには、必ず選挙人名簿に登載されなければ投票することができません。

これ等の選挙が行われるよくなつてはじめて、登載漏れであることが分つても折角の選挙権を行使することができないことは、非常に残念なことです。

選挙管理委員会では各地の広報員方に御願いして

「選挙資格者申告書」を皆さん御手許に配付記入の上、取りまとめて提出して頂いておりますが、次の各項目に該する方で、まだ申告しておられない方は、直ちに広報員又は、選挙管理委員会(市役所市民課)或いは、最寄りの出張所へ御問い合わせの上、必ず申告書を提出して下さい。

該当者の年令

本年十二月二十日で満二十歳以上の者(昭和十二年十二月二十一日以前に生れた者)

居住の期間

本年九月十五日現在で引き続き三ヶ月以上市内に住む所を有する者(昭和十二年六月十六日以前に生れた者)

生れた者)

居住の期間

本年九月十五日現在で引

き続き三ヶ月以上市内に住む所を有する者(昭和十二年六月十六日以前に生れた者)

生れた者)

居住の期間

本年九月十五日現在で引

き続き三ヶ月以上市内に住む所を有する者(昭和十二年六月十六日以前に生れた者)